

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準

平成十五年三月三十一日
文部科学省告示第四十五号
最終改正 令元・一〇・三〇文科告九五

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること。
二 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等社会の要請を十分に踏まえたものであること。
三 大学等及び大学院に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部（学部の学科ごと）に修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科（学科の専攻課程）ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）の平均入学定員超過率（当該認可の申請をする年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合（通信教育に係るものを除く。）の平均をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部（学部の学科ごと）に修業年限が異なる場合は学科）であつて、入学定員が百人以上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。

四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。
五 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する前項第三号の規定の適用については、平均入学定員超過率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この項において「外国に設ける学部等」という。）のうち開設後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る平均入学定員超過率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇五倍、次項に規定する外国に設ける学部等であつて、開設後修業年限に相当する年数が経過したものにあつては一・三〇倍」とする。

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、大学等に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。
一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があつたものであつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していないもの
二 認可申請者が設置する大学等について、法第四条第三項に規定する命令（以下この号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められない者
三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。
一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又

未満であること。

は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。)の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における三人以内の増加

三 歯学に関する学部(次号において「歯学部」という。)に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行おうとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加

四 平成二十一年度から平成三十年度までの間に期間を付して医学部の収容定員増に係る学則の変更の認可を受けた大学の医学部における当該認可に係る入学定員等の増加(当該大学の歯学部に係る入学定員等の減少に伴う増加として文部科学大臣の認可を受けたものに限る。)の合計数以内の増加

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

附則

1 この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

2 令和元年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項第一号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増(令和二年度以降に期間(令和八年度までの間の年度間に限る。)を付して行うものに限る。)に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第三号の規定は、適用しない。

附則(平一七・三・三二文科告五二)

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

附則(平一八・三・三二文科告五一)

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附則(平一九・三・三〇文科告五〇)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

附則(平二〇・九・三〇文科告一五三)

この告示は、公布の日から実施する。

附則(平二一・一・一一文科告一七二)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平二二・一・一一〇文科告一四七)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平二三・一・一一四文科告一五八)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平二四・一・一一九文科告一六三)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平二五・二・二八文科告二二)

この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

附則(平二五・一・一一文科告一五六)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平二六・一・一〇七文科告二四九)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平二七・九・一八文科告二五四)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十九年度の大学の開設等(改正後の第一条第三号に規定する大学の開設等をいう。以下この項において同じ。)に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「二・一五」とあり、及び「二・一〇」とあるのは「二・三〇」と、「二・〇五」とあるのは「二・二五」とし、平成三十年度の大学の開設等に係る認可の申請に対する同号の規定の適用については、同号中「二・一五」とあるのは「二・二五」と、「二・一〇」とあるのは「二・二〇」と、「二・〇五」とあるのは「二・一五」とする。

附則(平二七・一・一〇一文科告二六二)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平二八・一・一〇三文科告二三八)

この告示は、公布の日から施行する。

附則(平二九・九・二九文科告二二六)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則(平三〇・一・一〇九文科告八四)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令元・一〇・二文科告七四）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令元・一〇・三〇文科告九五）

1 この告示は、公布の日から施行し、令和二年度において認可を行う申請の審査から適用する。

（経過措置）

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項の認可の申請のうち、令和元年度に申請が行われるものに対する改正後の第一条第一項第三号の規定の適用については、同号中「当該認可の申請をする年度から」とあるのは「令和元年度又は令和二年度のいずれかの年度（以下この号において「基準年度」という。）から」と、「当該認可の申請をする年度において」とあるのは「当該平均入学定員超過率に係る基準年度において」とする。
